

大韓民国の憲法(三)

山本浩三 監修
朴明欽 訳

八 第三共和国憲法(第五次改正憲法)

一九六一年五月一六日の朴正熙將軍を中心とする軍事クーデタのスローガンは、「祖国の近代化」であったといわれる。その近代化の第一の内容は「不正と腐敗をして貧困から祖国を救出することであった」。そして近代化の第二の内容は「国民経済の発展をその要素にした先進国家への志向であった」と韓教授は指摘する。⁽¹⁾

そして一九六一年五月一六日の軍事クーデタから一九六二年一二月五日までの一年六月間は、戒厳令の下で統治が行われることとなった。軍事政権は六一年六月六日には国家再建非常措置法を制定公布したが、第二共和国憲法はこの措置法に反しない範囲内でのみ効力をもつにすぎず、国会は解散され、政府は⁽²⁾。

総辞職し、大法官は全員解任され、憲法裁判所の機能は停止された。

国家権力は国家再建最高会議に統合され、六一年七月三日朴正熙が議長に就任した。

一九六一年八月一二日、朴議長は、新憲法制定の意図があることを公表した。

一九六二年七月一日、最高会議は憲法審議委員会を設置したが、その構成は最高会議議員九人と民間人学者及び専門家二名であり、委員会は七月一六日から憲法案作成の業務を始め、一〇月二三日には新憲法要綱が決定され、十一月五日に公告、一二月六日最高会議の議決を経て、六二年一二月一七日国民投票で確定され、一二月二六日に公布された。これが形式上は第五次憲法改正になるが、実質的には第三共和国憲法の制定である。

この憲法の特色は国会を一院制にし、政党条項を定め、大統領中心の執行権優位の政治制度を確立していることである。

ところが軍事政府は、一九六三年三月一六日、とつぜん憲法の施行を四年間延期し、軍政を延長するという憲法改正案を発表した。そして非常事態收拾のために、政党による政治活動の禁止、言論出版の制限、集会と示威運動の制限を内容とする臨時措置法を制定した。しかしこれに対する国の内外の非難のため、この措置法と改憲案は撤回せざるをえなくなった。

一九六三年一〇月一五日、第五代大統領選挙が行われ、朴正熙が尹譚善を一五万票ひきはなして当選した。同六三年一〇月二六日には第六回国會議員選挙が行われた。この選挙は小選挙区多数代表制と全国区比例代表制を併用した選挙法の下で行われたが、共和党が一〇名の議員を当選させ、絶対多数の議席を獲得した。

国会は一九六三年一二月一七日に開院し、この日から憲法は効力を発生することになった。

第三共和国憲法下の政治について金哲洙教授はつぎのように⁽³⁾いっている。

「新憲法の施行後にも、軍人達が大學民政に参与して、軍事政権の延長という感が無くはなかった。国会は、与党の圧倒的多数により、政府の侍女と化していたし、大法院も、違憲審査

権を適切に行使せず、国民の基本権も萎縮されていた。

一九六七年五月三日第六代大統領選挙が行われ、朴正熙(民主共和党候補)が対立候補を一〇〇万票リードして当選し、六月八日の第七回国會議員選挙では、民主共和党が三分の二以上の議席を獲得した。野党の新民主党はこの選挙の全面無効を主張して、登院拒否も行ったが、結局は妥協せざるをえなくなった。

九 第六次憲法改正

第七回国會議員選挙で与党が憲法改正に必要な議席数を確保したので、朴大統領の三選を可能にするような憲法改正案を一九六九年八月七日国会に提出し、一〇月一七日国民投票で可決された。これが第六次改正憲法である。この改正では国會議員の定数の上限を二五〇名とし、国會議員が閣僚を兼ねることができるようになり、大統領が継続して三期在任できるようにしている。

一九七一年四月二七日第七代大統領選挙が行われたが、朴大統領が、新野党の金大中候補を九五万票ひきはなして三選された。しかし五月二五日実施の国會議員選挙では、野党が健闘し、与野党の議席に均衡が生じたこととなった。

このような与野党の対立に業を煮やした政府は「国家保衛に関する特別措置法」を一九七一年一二月二七日に制定し、大統

領に超憲法的な国家緊急権の行使を可能にした。この一二条からなる法律は、大統領が国家非常事態を宣言することができるが、非常事態の下では、経済規制、国家動員令の発動、屋外集会や示威運動の規制、言論・出版の制限、労働者の団体行動権の制限、軍事目的のための歳出予算の調整が可能となった。

(1) 韓泰淵「韓国憲法の三〇年―戦後の廃墟から近代国家へ」鈴木敬夫編訳「現代韓国の憲法理論」一五一頁。

(2) この憲法が憲法改正なのか新憲法制定になるのかについて韓国の学界で論争があったことを金哲洙教授は指摘している。金哲洙「韓国憲法の制定と改正経過小考」尹龍沢訳二七六頁。

(3) 金哲洙「前掲論文」二六〇頁。

(山本浩三)

第三共和国憲法

(一九六二年二月二六日公布)

前文

悠久な歴史と伝統に輝く我々大韓国民は、三・一運動の崇高な独立精神を継承し、四・一九義挙及び五・一六革命の理念に立脚し、新たな民主共和国を建設することにおいて、正義・人道及び同胞愛によって、民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習を打破し、民主主義諸制度を確立して、政治・経済・社会・文化のすべての領域において各人の機会を均等にし、義務

り、保障される。

第七条 ①政党の設立は、自由であり、複数政党制は、保障される。

②政党は、その組織及び活動が民主的でなければならず、国民の政治的思想形成に参加するに必要な組織を持たなければならない。

③政党は、国家の保護を受ける。但し、政党の目的又は活動が、民主的基本秩序に違背するときには、政府は、大法院にその解散を提訴することができ、政党は、大法院の判決により、解散される。

第二章 国民の権利及び義務

第八条 すべての国民は、人間としての尊厳及び価値を有し、このために国家は、国民の基本的人權を最大限に保障する義務を負う。

第九条 ①すべての国民は、法の前に平等である。何人も、性別・宗教又は社会的身分により、政治的・経済的・社会的・文化的生活のすべての領域において、差別を受けない。

②社会的特殊階級の制度は認められず、いかなる形態でもこれを創設することができない。

③勲章等の栄典は、これを受けた者にのみ効力があり、いかな

大韓民国の憲法(三)

を完遂させ、内には国民生活の均等な向上を期し、外には恒久的な世界平和に寄与することによって、我々と我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓い、一九四八年七月一二日に制定された憲法を、ここに国民投票によって改正する。

一九六二年二月二六日

第一章 総綱

第一条 ①大韓民国は、民主共和国である。

②大韓民国の主権は、国民にあり、すべての権力は国民から由來する。

第二条 大韓民国の国民の要件は、法律で定める。

第三条 大韓民国の領土は、韓半島及び付属島嶼とする。

第四条 大韓民国は、国際平和の維持に努力し、侵略的戦争を否認する。

第五条 ①この憲法によって締結・公布された条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同一の効力を有する。

②外国人に対しては、国際法及び条約に定めるところにより、その地位を保障する。

第六条 ①公務員は、国民全体に対する奉仕者であり、国民に対して責任を負う。

②公務員の身分及び政治的中立性は、法律が定めるところによ

る特権もこれに伴わない。

第一〇条 ①すべての国民は、身体の自由を有する。何人も、法律によらずしては、逮捕・拘禁・搜索・押収・審問又は処罰を受けず、刑の宣告によらずしては、強制労役を受けない。

②すべての国民は、拷問を受けず、刑事上自己に不利な陳述を強要されない。

③逮捕・拘禁・搜索・押収には、検審官の申請により、法官が発付した令状を提示しなければならない。但し、現行犯である場合及び長期三年以上の刑に該当する罪を犯して逃避又は証拠湮滅のおそれがあるときには、事後に令状を請求することができ、

④何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が弁護人を付ける。

⑤何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、適否の審査を法院に請求する権利を有する。私人から身体の自由の不法な侵害を受けたときにも、法律が定めるところにより、救済を法院に請求する権利を有する。

⑥被告人の自白が、拷問・暴行・脅迫・拘束の不当な長期化又は欺罔その他の方法により、自己の意思で陳述されたものは

同志社法学 三七卷五号

一三九(六九九)

ないと認められるとき、又は被告人の自白が、彼に不利な唯一の証拠であるときには、これを有罪の証拠とし、又はこれを理由に処罰することができない。

第二一条 ①すべての国民は、行為時の法律により犯罪を構成しない行為については、訴追されず、同一の犯罪に対し、重ねて処罰されない。

②すべての国民は、遡及立法により、参政権の制限又は財産権の剥奪を受けない。

第二二条 すべての国民は、居住・移転の自由を有する。

第二三条 すべての国民は、職業選択の自由を有する。

第二四条 すべての国民は、住居の侵入を受けない。住居に対する捜索又は押収には、法官の令状を提示しなければならない。

第二五条 すべての国民は、通信の秘密を侵害されない。

第二六条 ①すべての国民は、宗教の自由を有する。

②国教は、認められず、宗教と政治は、分離される。

第二七条 すべての国民は、良心の自由を有する。

第二八条 ①すべての国民は、言論・出版の自由及び集会・結社の自由を有する。

②言論・出版に対する許可又は検閲及び集会・結社に対する許可は、認められない。但し、公衆道徳及び社会倫理のためには、映画又は演芸に対する検閲を行うことができる。

③新聞又は通信の発行施設基準は、法律で定めることができる。

④屋外集会に対しては、その時間及び場所に関する規制を法律で定めることができる。

⑤言論・出版は、他人の名誉若しくは権利、又は公衆道徳若しくは社会倫理を侵害してはならない。

第一九条 ①すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。

②著作家・発明家の権利は、法律によって保護する。

第二〇条 ①すべての国民の財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。

②財産権の行使は、公共福利に適合するようにならなければならない。

③公共の必要による財産権の収用・使用又は制限は、法律によって行いが、正当な補償を支給しなければならない。

第二一条 すべての国民は、二〇歳になれば、法律が定めるところにより、公務員選挙権を有する。

第二二条 すべての国民は、法律が定めるところにより、公務担任権を有する。

第二三条 ①すべての国民は、法律が定めるところにより、国家機関に文書で請願する権利を有する。

②国家は、請願に対し、審査する義務を負う。

第二四条 ①すべての国民は、憲法及び法律に定められた法官によ

って、法律による裁判を受ける権利を有する。

②軍人又は軍属ではない国民は、大韓民国の領域内では、軍事に関する間諜罪の場合と、噴兵・噴所・有害飲食物供給・捕虜に関する罪のうちに、法律に定められた場合及び非常戒厳が宣布された場合を除いては、軍法会議の裁判を受けない。

③すべての国民は、迅速な裁判を受ける権利を有する。刑事被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利を有する。

第二五条 刑事被告人として拘禁された者が、無罪判決を受けたときには、法律が定めるところにより、国家に補償を請求することができる。

第二六条 公務員の職務上の不法行為によって損害を受けた国民は、国家又は公共団体に賠償を請求することができる。しかし、公務員自身の責任は免除されない。

第二七条 ①すべての国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。

②すべての国民は、その保護する子供に、初等教育を受けさせる義務を負う。

③義務教育は、無償とする。

④教育の自主性及び政治的中立性は、保障されなければならない。

⑤教育制度及びその運営に関する基本的な事項は、法律で定める。

第二八条 ①すべての国民は、勤労の権利を有する。国家は、社会的・経済的方法で、勤労者の雇用の増進に努力しなければならない。

②すべての国民は、勤労の義務を負う。国家は、勤労の義務の内容及び条件を民主主義原則に従い、法律で定める。

③勤労条件の基準は、法律で定める。

④女子及び少年の勤労は、特別な保護を受ける。

第二九条 ①勤労者は、勤労条件の向上のために、自主的な団結権・団体交渉権及び団体行動権を有する。

②公務員である勤労者は、法律で認められた者を除いては、団結権・団体交渉権及び団体行動権を有することができる。

第三〇条 ①すべての国民は、人間らしい生活を営む権利を有する。

②国家は、社会保障の増進に努力しなければならない。

③生活能力がない国民は、法律が定めるところにより、国家の保護を受ける。

第三一条 すべての国民は、婚姻の純潔及び保健に関し、国家の保護を受ける。

第三二条 ①国民の自由及び権利は、憲法に列挙されない理由

によって、軽視されない。

②国民のすべての自由及び権利は、秩序維持又は公共福利のために必要な場合に限り、法律によって制限することができ、制限する場合にも、自由及び権利の本質的な内容を侵害することができない。

第三三条 すべての国民は、法律が定めるところにより、納税の義務を負う。

第三四条 すべての国民は、法律が定めるところにより、国防の義務を負う。

第三章 統治機構

第一節 国会

第三五条 立法権は、国会に属する。

第三六条 ①国会は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選出された議員で構成する。

②国会議員の数は、一五〇人以上二〇〇人以下の範囲内で、法律で定める。

③国会議員候補にならうとする者は、所属政党の推薦を受けなければならぬ。

④国会議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

第三七条 国会議員の任期は、四年とする。

第三八条 国会議員は、任期中党籍を離脱し、又は変更するとき又は所属政党が解散されたときには、その資格が喪失される。但し、合党又は除名によって所属が異なる場合には、例外とする。

第三九条 国会議員は、大統領・國務総理・國務委員・地方議会議員その他法律が定める公私の職を兼ねることができない。

第四〇条 国会議員は、その地位を濫用して、国家・公共団体又は法律が定める企業体との契約若しくはその処分により財産上の権利や利益若しくは職位を取得し、又は他人のためにその取得を斡旋することができない。

第四一条 ①国会議員は、現行犯人である場合を除いては、会期中国会の同意なしに逮捕又は拘禁されない。

②国会議員が、会期前に逮捕又は拘禁されたときには、現行犯人ではない限り、国会の要求があれば会期中釈放される。

第四二条 国会議員は、国会で職務上行った発言及び表決に関し、国会外で責任を負わない。

第四三条 ①国会の定期会は、法律が定めるところにより、毎年一回集会される。

②緊急な必要があるときには、大統領又は国会議員四分の一以上の要求により、国会議長は、国会の臨時会の集会を公告する。

③定期会の会期は、一二〇日を、臨時会の会期は、三〇日を超えることができない。

第四四条 国会は、議長一人及び副議長二人を選挙する。

第四五条 国会は、憲法又は法律に特別な規定がない限り、その在籍議員過半数の出席及び出席議員過半数の賛成で、議決する。可非同数のときには、否決されたものとみなす。

第四六条 国会の会議は、公開する。但し、出席議員過半数の賛成で、公開しないことができる。

第四七条 国会に提出された法律案その他の議案は、会期中に議決されないという理由で廃棄されない。但し、国会議員の任期が満了したときには、例外とする。

第四八条 国会議員及び政府は、法律案を提出することができる。

第四九条 ①国会で議決された法律案は、政府に移送され、一五日以内に大統領が公布する。

②法律案に異議があるときには、大統領は、前項の期間内に異議書を付して国会に還付し、その再議を要求することができる。国会の閉会中にも同じである。

③大統領は、法律案の一部について、又は法律案を修正して再議を要求することができる。

④再議の要求があるときには、国会は、再議に付し、在籍議員

の過半数の出席及び出席議員三分の二以上の賛成で前と同じ議決を行えば、その法律案は、法律として確定される。

⑤大統領が、第一項の期間内に公布又は再議の要求をしなかったときにも、その法律案は法律として確定される。

⑥大統領は、第四項及び第五項の規定によって確定された法律を、遅滞なく公布しなければならない。前項により、法律が確定された後又は第四項による確定法律が政府に移送された後五日以内に大統領が公布しないときには、国会議長がこれを公布する。

⑦法律は、特別な規定がない限り、公布した日から二〇日を経過することによって、効力を発生する。

第五〇条 ①国会は、国家の予算案を審議・確定する。

②政府は、会計年度ごとに予算案を編成して、会計年度開始一二〇日前までに国会に提出し、国会は、会計年度開始三〇日前までこれを議決しなければならない。

③前項の期間内に予算案が議決されなかったときには、政府は、国会で予算案が議決される時まで、次の各号の経費を歳入の範囲内で、前年度予算に準じて支出することができる。

一、公務員の報酬及び事務処理に必要な基本経費。

二、憲法又は法律により設置された機関又は施設の維持費及び法律上支出の義務がある経費。

三、すでに予算上承認された継続費。

第五一条 ①一会計年度を超え継続して支出する必要があるときには、政府は、年限を定めて、継続費として国会の議決を得なければならぬ。

②予測することができない予算外の支出又は予算超過支出に充当するための予備費は、あらかじめ国会の議決を得なければならぬ。予備費の支出は、次期国会の承認を得なければならぬ。

第五二条 予算成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときには、政府は、追加更正予算案を編成して国会に提出することができる。

第五三条 国会は、政府の同意なしに、政府が提出した支出予算各項の金額を増加し、又は新しい費目を設置することができる。

第五四条 国債を募集し、又は予算外に国家の負担となる契約を締結しようとするときには、政府は、あらかじめ国会の議決を得なければならぬ。

第五五条 租税の種目及び税率は、法律で定める。

第五六条 国会は、相互援助若しくは安全保障に関する条約、国際組織に関する条約、通商条約、漁業条約、諒和条約、国家若しくは国民に財政的負担を負わせる条約、外国軍遂の地

位に関する条約又は立法事項に関する条約の締結・批准に対する同意権を有する。

②宣戦布告・国軍の外国への派遣又は外国軍隊の大韓民国領域内における駐留に対しても、国会は、同意権を有する。

第五七条 国会は、国政を監査し、これに必要な書類の提出、証人の出席及び証言又は意見の陳述を要求することができる。但し、裁判及び進行中の犯罪捜査・訴追に干渉することができない。

第五八条 國務総理・國務委員又は政府委員は、国会若しくはその委員会に出席して国政処理状況を報告し、又は意見を陳述し、質問に回答することができる。国会若しくはその委員会又は国会議員三〇人以上の要求があるときには、出席・答弁しなければならない。

第五九条 ①国会は、國務総理又は國務委員の解任を大統領に建議することができる。

②前項の建議は、在籍議員過半数の賛成がなければならない。

③第一項及び第二項による建議があるときには、大統領は、特別な事由がない限り、これに応じなければならない。

第六〇条 ①国会は、法律に抵触しない範囲内で、議事及び内部規律に関する規則を制定することができる。

②国会は、議員の資格を審査し、議員を懲戒することができる。

③議員を除名するには、在籍議員三分の二以上の賛成がなければならない。

④第二項及び第三項の処分に対しては、法院に提訴することができない。

第六一条 ①大統領・國務総理・國務委員・行政各部の長・法官・中央選挙管理委員会委員・監査委員その他法律に定められた公務員が、その職務執行において、憲法又は法律に違反したときには、国会は、弾劾の訴追を議決することができる。

②前項の弾劾訴追は、国会議員三〇人以上の発議がなければならない。その議決は、在籍議員過半数の賛成がなければならない。

③弾劾訴追の議決を受けた者は、彈劾決定があるときまで、その権限の行使が停止される。

第六二条 ①弾劾事件を審判するために、弾劾審判委員会を置く。

②弾劾審判委員会は、大法院長を委員長とし、大法院判事三人及び国会議員五人の委員で構成する。但し、大法院長を審判する場合には、国会議長が委員長となる。

③弾劾決定には、構成員六人以上の賛成がなければならない。

④弾劾決定は、公職から罷免することにとどまる。しかし、これによって民事上又は刑事上の責任は、免除されない。

⑤弾劾審判に関する事項は、法律で定める。

第二節 政府

第一款 大統領

第六三条 ①行政権は、大統領を首班とする政府に属する。

②大統領は、外国に対して国家を代表する。

第六四条 ①大統領は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙により選出する。但し、大統領が欠ける場合に、残任期間が二年未満であるときには、国会で選挙する。

②大統領に選挙されることができる者は、国会議員の被選挙権があり、選挙日現在継続して五年以上国内に居住し、四〇歳に達しなければならない。この場合に、公務で外国に派遣された期間は、国内居住期間とみなす。

③大統領候補となろうとする者は、所属政党の推薦を受けなければならない。

④大統領選挙に関する事項は、法律で定める。

第六五条 ①国民が大統領を選挙する場合に、最高得票者が二人以上であるときには、国会の在籍議員過半数が出席した公開会議で、多数票を得た者を当選者とする。

②大統領候補者が、一人であるときには、その得票数が選挙権者総数の三分の一以上でなければ、大統領に当選することができない。

第六六条 ①国会が大統領を選挙する場合には、在籍議員三分の二以上の出席及び出席議員三分の二以上の賛成を得た者を、大統領当選者とする。

②前項の得票者がないときには、二次投票を行い、二次投票にも前項の得票者がないときには、最高得票者が一人であれば最高得票者と次点者に対し、最高得票者が二人以上であれば最高得票者に対し、決選投票を行って、多数得票者を大統領当選者とする。

第六七条 ①大統領の任期満了の場合、任期満了七〇日ないし四〇日前に後任者を選挙する。

②大統領が欠けたときには、直ちに後任者を選挙する。大統領当選者が死亡し、又は判決その他の事由によってその資格を喪失したときも、同じである。

第六八条 ①大統領は就任に際して次の宣誓を行う。

「私は国憲を遵守し、国家を保衛し、国民の自由及び福利の増進に努力し、大統領として職務を誠実に遂行することを、国民の前に厳粛に宣誓します。」

②前項の宣誓には、国会議員及び大法院の法官が参席する。

第六九条 ①大統領の任期は、四年とする。

②大統領が欠けた場合の後任者は、前任者の残任期間中に在任する。

④前項の承認が得られないときには、その命令又は処分は、そのときから効力を喪失する。但し、その命令により改正又は廃止された法律は、その命令が承認を得なかったときから当然に効力を回復する。

⑤大統領は、第三項及び第四項の事由を遅滞なく公布しなければならない。

第七四条 大統領は、法律において具体的に範囲を定めて委任された事項及び法律を執行するために必要な事項に関し、大統領令を発することができ。

第七五条 ①大統領は、戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態において、兵力によって軍事上の必要又は公共の安寧秩序を維持する必要があるときには、法律が定めるところにより、戒厳を宣布することができる。

②戒厳は、非常戒厳及び警備戒厳とする。

③戒厳が宣布されたときには、法律が定めるところにより、令状制度、言論・出版・集会・結社の自由、政府又は法院の権限に関し、特別な措置をとることができる。

④戒厳を宣布したときには、大統領は、遅滞なく国会に通告しなければならない。

⑤国会が戒厳の解除を要求したときには、大統領は、これを解除しなければならない。

③大統領は、一次に限り重任することができる。
第七〇条 大統領が欠け又は事故により職務を遂行することができないときには、國務総理、法律に定めた國務委員の順位で、その権限を代行する。

第七一条 大統領は、条約を締結・批准し、外交使節を信任・接受又は派遣し、宣戦布告及び講和を行う。

第七二条 ①大統領は、憲法及び法律が定めるところにより、国軍を統帥する。

②国軍の組織及び編成は、法律で定める。

第七三条 ①内憂・外患・天災・地変若しくは重大な財政・経済上の危機において、公共の安寧秩序を維持するために、緊急な措置が必要であり、国会の集会を待つ余裕がないときに限り、大統領は、最少限の必要な財政経済上の処分をし、又はこれに関して法律の効力を有する命令を発することができる。

②国家の安危に係する重大な交戦状態において、国家を保衛するために、緊急な措置が必要であり、国会の集会が可能なきに限り、大統領は、法律の効力を有する命令を発することができる。

③第一項及び第二項の命令又は処分は、遅滞なく国会に報告し、その承認を得なければならない。

第七六条 大統領は、憲法及び法律が定めるところにより、公務員を任命する。

第七七条 ①大統領は、法律が定めるところにより、赦免・減刑・復権を命じようとするならば、国会の同意を得なければならない。

②一般赦免を命じようとするならば、国会の同意を得なければならない。

③赦免・減刑・復権に関する事項は、法律で定める。

第七八条 大統領は、法律が定めるところにより、勳章その他の栄典を授与する。

第七九条 大統領は、国会に出席して発言し、又は書翰で意見を表示することができる。

第八〇条 大統領の国法上の行為は、文書によって行い、この文書には、國務総理及び関係國務委員が副署する。軍事に関することも同じである。

第八一条 大統領は、國務総理・國務委員・行政各部の長その他法律が定める公私の職を兼ね、又は営業に従事することができない。

第八二条 大統領は、内乱又は外患の罪を犯した場合を除いては、在職中刑事上の訴追を受けない。

第二款 國務會議

第八三条 ①國務會議は、政府の権限に属する重要な政策を審

議する。

② 國務會議は、大統領・國務総理及び一〇人以上二〇以下の國務委員で構成する。

第八四条 ①國務総理は、大統領が任命し、國務委員は、國務総理の提議で大統領が任命する。

②軍人は、現役を免ぜられた後でなければ、國務総理又は國務委員に任命されることができない。

③國務総理は、國務委員の解任を大統領に建議することができる。

第八五条 ①大統領は、國務會議の議長となる。

②國務総理は、大統領を補佐し、國務會議の副議長となる。

第八六条 次の事項は、國務會議の審議を経なければならぬ。

一、 國政の基本的計画及び政府の一般政策

二、 宣戦・講和その他重要な対外政策

三、 条約案・法律案及び大統領令案

四、 予算案・決算・国有財産処分の基本計画、國家の負担となる契約その他財政に関する重要事項

五、 戒厳及び戒厳解除

六、 軍事に関する重要事項

七、 國會の臨時集會の要求

八、 榮典授与

九、 赦免・減刑及び復権

一〇、 行政各部間の権限の画定

一一、 政府内の権限の委任又は配定に関する基本計画

一二、 國政処理状況の評価・分析

一三、 行政各部の重要な政策の樹立及び調整

一四、 政党解散の提訴

一五、 政府に提出又は回付された政府の政策に関する請願

の審査

一六、 檢察総長・国立大学校総長・大使・各軍參謀総長・海

兵隊司令官・公使その他法律で定めた公務員及び重要な

國營企業体管理者の任命

一七、 その他大統領・國務総理又は國務委員が提出した事項

第八七条 ①國家安全保障に關連する對外政策・軍事政策及び國內政策の樹立に關して、國務會議の審議に先立ち、大統領の諮問に應じるために、國家安全保障會議を置く。

②國家安全保障會議は、大統領が主宰する。

③國家安全保障會議の組織・職務範圍その他必要な事項は、法律で定める。

第三款 行政各部

第八八条 行政各部の長は、國務委員の中から國務総理の提議で大統領が任命する。

第八九条 國務総理は、行政に關し、大統領の命を受けて行政各部を統轄する。

第九〇条 國務総理又は行政各部の長は、所管事務に關し、法律若しくは大統領令の委任又は職權で總理令又は部令を發することが出来る。

第九一条 行政各部の設置・組織及び職務範圍は、法律で定め

第四款 監査院

第九二条 國家の歳入・歳出の決算、國家及び法律で定めた団体の會計検査並びに行政機關及び公務員の職務に關する監察を行うために、大統領所屬の下に監査院を置く。

第九三条 ①監査院は、院長を含む五人以上一人以下の監査委員で構成する。

② 院長は、國會の同意を得て大統領が任命し、その任期は、

四年とするが、一次に限り連任されることが出来る。

③ 院長が欠けた場合に任命された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

④ 監査委員は、院長の提議で大統領が任命し、その任期は、四年とするが、法律が定めるところにより連任されることが出来る。

第九四条 監査院は、歳入・歳出の決算を毎年検査して、大統

領及び次年度國會にその結果を報告しなければならない。

第九五条 監査院の組織・職務範圍、監査委員の資格、監査對象公務員の範圍その他必要な事項は、法律で定める。

第三節 法院

第九六条 ①司法權は、法官で構成される法院に屬する。

② 法院は、最高法院である大法院及び各級法院で組織される。

③ 法官の資格は、法律で定める。

第九七条 ①大法院に部を置くことができる。

② 大法院の法官の数は、一六人以下とする。

③ 大法院及び各級法院の組織は、法律で定める。

第九八条 法官は、この憲法及び法律により、その良心に従って独立して審判する。

第九九条 ①大法院長である法官は、法官推薦會議の提議により、大統領が國會の同意を得て任命する。大統領は、法官推薦會議の提議があれば國會に同意を要請し、國會の同意を得れば任命しなければならない。

② 大法院判事である法官は、大法院長が法官推薦會議の同意を得て提議し、大統領が任命する。この場合に提議があれば、大統領は、これを任命しなければならない。

③ 大法院長及び大法院判事ではない法官は、大法院判事會議の議決を経て、大法院長が任命する。

④ 法官推薦會議は、法官四人、弁護士二人、大統領が指名する法律学教授一人、法務部長官及び檢察総長で構成する。

⑤ 法官推薦會議に関する必要な事項は、法律で定める。

第一〇〇条 ① 大法院長である法官の任期は、六年とし、連任されることが出来る。

② 法官の任期は、一〇年とし、法律が定めるところにより、連任されることが出来る。

③ 法官の停年は、六五歳とする。

第一〇一条 ① 法官は、弾劾又は刑罰によらずしては、罷免されず、懲戒処分によらずしては、停職・減俸又は不利な処分を受けない。

② 法官が、重大な心身上の障害により、職務を遂行することができないときには、法律が定めるところにより、退職させることができる。

第一〇二条 ① 法律が憲法に違反するか否かが、裁判の前提となったときには、大法院は、これを最終的に審査する権限を有する。

② 命令・規則・処分が憲法又は法律に違反するか否かが、裁判の前提となったときには、大法院は、これを最終的に審査する権限を有する。

第一〇三条 政党解散を命ずる判決は、大法院法官定数の五分

の三以上の賛成を得なければならない。

第一〇四条 大法院は、法律に抵触しない範囲内で、訴訟に関する手続、法院の内部規律及び事務処理に関する規則を制定することができる。

第一〇五条 裁判の審理及び判決は、公開する。但し、審理は、安寧秩序を妨害し、又は善良な風俗を害するおそれがあるときは、法院の決定で公開しないことができる。

第一〇六条 ① 軍事裁判を管轄するために、特別法院として軍法會議を置くことができる。

② 軍法會議の上告審は、大法院で管轄する。

③ 非常戒厳下の軍事裁判は、軍人・軍属の犯罪又は軍事に関する間諜罪の場合及び噴兵・噴所・有害飲食物供給・捕虜に関する罪のうちに、法律で定めた場合に限り、単審で行うことができる。

第四節 選挙管理

第一〇七条 ① 選挙管理の公正を期するために、選挙管理委員会を置く。

② 中央選挙管理委員会は、大統領が任命する二人、国会で選出する二人及び大法院判事會議で選出する五人の委員で構成する。委員長は、委員の中で互選する。

③ 委員の任期は、五年とし、連任されることが出来る。

④ 委員は、政党に加入し、又は政治に関与することが出来ない。

⑤ 委員は、弾劾又は刑罰によらずしては、罷免されない。

⑥ 中央選挙管理委員会は、法令の範囲内で、選挙管理に関する規則を制定することができる。

⑦ 各級選挙管理委員会の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

第一〇八条 ① 選挙運動は、各級選挙管理委員会の管理の下に、法律で定めた範囲内で行うが、均等な機会が保障されなければならない。

② 選挙に関する経費は、法律が定める場合を除いては、政党又は候補者に負担させることが出来ない。

第五節 地方自治

第一〇九条 ① 地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる。

② 地方自治団体の種類は、法律で定める。

第一一〇条 ① 地方自治団体には、議會を置く。

② 地方議會の組織・権限・議員選挙及び地方自治団体の長の選任方法その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める。

第四章 経済

第一一二条 ① 大韓民国の経済秩序は、個人の経済上の自由及び創意を尊重することを基本とする。

② 国家は、すべての国民に生活の基本的需要を充足させる社会正義の実現及び均衡のとれた国民経済の発展のために、必要な範囲内で、経済に関する規制及び調整を行う。

第一一二条 鉦物その他重要な地下資源・水産資源・水力及び経済上利用することができる自然力は、法律が定めるところにより、一定な期間その採取・開発又は利用を特許することができる。

第一一三条 農地の小作制度は、法律が定めるところにより、禁止される。

第一一四条 国家は、農地及び山地の効率的な利用のために、法律が定めるところにより、それに関する必要な制限及び義務を課すことができる。

第一一五条 国家は、農民・漁民及び中小企業者の自助を基盤とする協同組合を育成し、その政治的中立性を保障する。

第一一六条 国家は、対外貿易を育成し、これを規制・調整することができる。

第一一七条 国防上又は国民経済上緊密な必要により、法律で定めた場合を除いては、私営企業を国有若しくは公有に移転

れ、大統領は、直ちにこれを公布しなければならない。

し、又はその経営を統制若しくは管理することができない。
第一一八条 ①国民経済の発展及びこれのための科学振興に關連する重要な政策樹立に關し、國務會議の審議に先立ち、大統領の諮問に應じるために経済・科学審議會議を置く。

附則

②経済・科学審議會議は、大統領が主宰する。
③経済・科学審議會議の組織・職務範圍その他必要な事項は、法律で定める。

第一条 ①この憲法は、この憲法による国会が最初に集会した日から施行する。但し、この憲法を施行するために、必要な法律の制定及びこの憲法による大統領・国会議員の選挙その他の準備は、この憲法施行前に行うことができる。
②国家再建非常措置法は、この憲法の施行と同時に、その効力を喪失する。

第五章 憲法改正

第一一九条 ①憲法改正の提案は、国会の在籍議員三分の一以上又は国会議員選挙権者五〇万人以上の賛成で行う。

第二条 この憲法による最初の大統領及び国会議員の選挙及び最初の国会の集会は、この憲法の公布日から一年以内に行う。これにより選挙された大統領及び国会議員の任期は、最初の国会の集会日から開始され、一九六七年六月三〇日に終了する。

②提案された憲法改正案は、大統領が、三〇日以上の期間、これを公告しなければならない。
第二二〇条 ①国会は、憲法改正案が公告された日から六〇日以内に、これを議決しなければならない。

第三条 国家再建非常措置法に依拠した法令及び条約は、この憲法に違反しない限り、その効力を保持する。

②憲法改正案に対する国会の議決は、在籍議員三分の二以上の賛成を得なければならない。
第二二一条 ①憲法改正案は、国会が議決した後六〇日以内に国民投票に付し、国会議員選挙権者過半数の投票及び投票者過半数の賛成を得なければならない。

第四条 ①特殊犯罪処罰に関する特別法・不正選挙関連者処罰法・政治活動浄化法及び不正蓄財処罰法及びこれに関連する法律は、その効力を保持し、これに対して異議を提起することができない。
②政治活動浄化法及び不正蓄財処罰法及びこれに関連する法律

②憲法改正案が前項の賛成を得たときには、憲法改正は確定さ

憲法中、次のように改正する。

は、これを改廃することができない。

第五条 国家再建非常措置法又はこれに依拠した法令により行われた裁判・予算又は処分は、その効力を保持し、この憲法を理由で提訴することができない。

第六条 この憲法施行当時の公務員及び政府が任命した企業体の役員は、この憲法により任命されたものとみなす。但し、この憲法により選任方法が変更された公務員は、この憲法により後任者が選任されるまで、その職務を行う。

第七条 ①この憲法施行当時に、この憲法により新たに設置される機関の権限に属する職務を行っている機関は、この憲法により新たな機関が設置されるまでに、継続してその職務を行う。

②この憲法により新たに設置される機関は、この憲法施行後一年以内に構成しなければならない。

③この憲法による最初の地方議會の構成時期に關しては、法律で定める。

第八条 国土収復後の国会議員の数は、別に法律で定める。

第九条 この憲法施行当時の大統領令・國務院令及び閣令は、この憲法による大統領令みなす。

第六次改正憲法(一九六九年)

附則

この憲法は、公布した日から施行する。

第六一条 第二項但書を次のように新設する。"但し、大統領に対する弾劾訴追は、国会議員五〇人以上の発議及び在籍議員三分の二以上の賛成がなければならない。"
第六九条 第三項 "大統領は、一次に限り重任することができる"を "大統領の継続在任は、三期に限る"とする。